

2023年2月24日

各位

特別養護老人ホームカントリービラ青梅
施設長 小嶋直之

「直接面会受付再開についてのお知らせ」

謹啓

梅花の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本日は表題にごございますご面会受付再開についてお知らせをさせていただきます。新型コロナウイルス・オミクロン株による感染拡大が顕著となって以降、施設内蔓延防止の観点から当施設入居中のお客様とご家族様等のご面会につきましては **WEB** 経路のみとさせて頂いておりました。このほど行政より「高齢者施設等における面会の再開・推進にかかる高齢者施設等の職員向け動画及びリーフレットについて」（令和5年1月31日）が発出されましたことを受け、施設内で検討いたしました結果2月27日より通知の内容に沿って直接面会の受付を再開させて頂くこととなりました旨お知らせ致します。当施設ご利用中のお客様、ご家族様並びにご関係者様におかれましては大変ご不自由をおかけいたしました、この間皆様から頂戴いたしましたご理解ご協力に心から感謝申し上げます。

なお、上記通知等に基づき、ご面会の際の確認事項ならびに留意点を（別紙1）に記載させていただきますのでご確認下さい。ご面会の際には（別紙1）に基づき作成しましたチェックリストにご記入いただき、通知の示す面会をお断りすべき事項に該当する場合には誠に遺憾ではありますが面会をお断りさせて頂き、施設外からの **WEB** 面会に切り替えさせていただきますので、その旨ご理解・ご容赦下さいますようお願い申し上げます。

謹白

※ 新型コロナウイルス感染症に感染した場合、発症2日前から感染力が生じます。そのため自覚症状が全くない状態で感染させてしまうリスクが高いのが特徴です。またその段階では抗原検査でも「陽性」を検出できず、次々と感染が広がる事態を生じさせてしまいます。その感染の連鎖は施設に出入りする関係者の同居家族の属する社会集団まで繋がっており、施設側でこれをコントロールすることは全く不可能

な事象です。また高齢者施設ではいったん蔓延状態が生じると急速に多くのご入居者様、職員に感染が広がってしまい、重篤な結果を招いてしまうことや介護崩壊を引き起こしてしまうことも少なくありません。当施設では職員全員に週1回のPCR検査と週1回の抗原検査を実施し、日常生活も含め感染防止に努めて参りましたが昨年9月・11月・本年1月にクラスターが発生してしまいました。息をするのも苦しいN95マスクをつけ、すっぽり予防衣で頭・手足・体を覆い、作業する部屋を移るたびにそれらの交換を行い消毒を徹底する。そのような作業を継続しておりましたがそれでも感染は広がってしまいました。全ての日課はそのような作業の連続に覆いつくされ、お客様には普段と全く異なる生活が続き大変ご迷惑をおかけしてしまいました。一方で施設スタッフには感染した職員の穴埋めのための休日出勤や時間外勤務、作業自体のストレス等々深刻な疲弊状態を生じさせてしまいました。今、ポストコロナとして「マスクを外すかどうか」の議論が巷で盛んにおこなわれていますが、高齢者施設は全く別の世界にあるようで、マスクをしない人々が街に増え、単に感染リスクが増大するばかりの環境になるのではと危惧しております。ご家族様・ご関係者様におかれましてはそのような状況をご理解頂き、ご面会につきましてご配慮、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

(参考)「高齢者施設等における面会の再開・推進にかかる高齢者施設等の職員向け動画及びリーフレット」

(下記URLまたはQRコードから厚労省の該当するサイトが閲覧できます。)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00014.html



(別紙1)

「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」(厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)より抜粋

(面会を実施する場合の感染防止対策)

- ① 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。
- ② 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。
- ③ 面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。また、面会者が面会后、一定期間(少なくとも2日)以内に、発症もしくは感染していたことが明らかになった場合には、施設にも連絡をするよう面会者に依頼すること。(⇒クラスター対応を速やかに行う必要があります。必ずご連絡ください。)
- ④ 面会者は原則として以下の条件を満たす者であること。
 - ・濃厚接触者でないこと
 - ・同居家族や身近な方に、発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
 - ・過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
 - ・過去2週間以内に発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
 - ・過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。
 - ・人数を必要最小限とすること。
(⇒当面2名様に限らせて頂きます。)(⇒ご面会は一組ずつ予約制とし、15分以内でお願い致します。)
- ⑤ 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。
(⇒社会的には自由意志でも、施設内では必ずマスクを着用してください。)
- ⑥ 一定の距離を確保するなど、面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。
(⇒当面面会室でパーティション越しの面会に限らせて頂きます。)
- ⑦ 面会時には、換気を十分に行うこと。
(⇒面会室の扉は「常時開放」とします。)
- ⑧ 面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること。
(⇒ご面会時の飲食はお断りいたします。)
- ⑨ 面会者は、施設内のトイレの使用を必要最小限とすること。
- ⑩ 面会後は、使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと。
(⇒施設職員が対応します。)

- ⑪ ワクチン接種後にも新型コロナウイルスに感染することがあることや、検査結果が陰性でも感染している可能性を否定しているものではないことを踏まえ、ワクチン接種者も含め、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を引き続き徹底するとともに、各施設においては、引き続きクラスターの発生に対する警戒を怠らないこと。

※青字：当施設での対応を記載いたしました。